

## 浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2014年5月9日

当社は、浜岡5号機旧低圧タービンロータ<sup>※1</sup>へのクリアランス制度<sup>※2</sup>の適用に向け、浜岡5号機旧低圧タービンロータの放射能濃度の測定方法および評価方法について原子力規制委員会に認可を申請し、2014年5月1日に認可を受けました。

(2014年5月7日お知らせ済み)

認可された内容に基づき業務を実施するにあたり、必要となる事項について原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)<sup>※3</sup>に定めるため、本日、原子炉等規制法<sup>※4</sup>に基づき保安規定の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。

今後、国による審査を受けてまいります。

### 【保安規定に新たに定める事項】

#### 1. 放射能濃度確認対象物および放射能濃度の確認を受けた物の管理

対象物の保管、運搬時における異物の混入防止および追加的な汚染防止ならびに放射能濃度の測定および評価に関する事項を新たに定めます。

#### 2. クリアランスに係る記録

対象物の放射能濃度の測定条件や確認結果等の記録の作成および保存期間を新たに定めます。

※1 2006年6月15日、低圧タービン翼が脱落したことによるタービン自動停止に伴って、原子炉が自動停止する事象が発生しました。当社は、その事象の対策として低圧タービンロータの取替えをおこないました。この取替えた低圧タービンロータについて、クリアランス制度の適用を計画しています。

※2 原子力発電所の運転・保守や解体に伴って発生する廃棄物の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や一般の廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。

※3 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

※4 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といいます。核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。

以上